

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

目次

本則

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）	1
中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第三条関係）	87
農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第五条関係）	94
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（第七条関係）	102
銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第九条関係）	109
長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第十一条関係）	115
労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十三条関係）	125
貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（第十五条関係）	132
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十七条関係）	135
水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十九条関係）	143
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二十一条関係）	151
農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第二十三条関係）	159
信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十五条関係）	164

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（第二十七条関係）	169
証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第九十六号）（第二十八条関係）	171
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第二十九条関係）	174
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第三十条関係）	175
協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第三十一条関係）	176
資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第三十二条関係）	178
投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三十三条関係）	181
金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第三十四条関係）	183
証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）（第三十五条関係）	185
消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）（第三十六条関係）	186
金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第三十七条関係）	188

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の二十一）</p> <p>第二章 第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十 第十四条の十三）</p> <p>第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）</p> <p>第四章 第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 信用格付業者（第十八条の四の二 第十八条の四の八）</p> <p>第四章の四 金融商品取引業協会（第十八条の四の九 第十八条の四の十一）</p> <p>第四章の五 投資者保護基金（第十八条の五 第十八条の十五）</p> <p>第五章 第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 証券金融会社（第十九条の五 第十九条の六）</p> <p>第五章の四 指定紛争解決機関（第十九条の七 第十九条の九）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の十九）</p> <p>第二章 第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十 第十四条の十三）</p> <p>第四章 第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 金融商品取引業協会（第十八条の四の二 第十八条の四の四）</p> <p>第四章の四 投資者保護基金（第十八条の五 第十八条の十五）</p> <p>第五章 第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 証券金融会社（第十九条の五 第十九条の六）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利)

第一条の三の三 法第二条第二項第五号二に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者(以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。)が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定

(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利)

第一条の三の三 法第二条第二項第五号二に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者(以下この号及び第二条の十二の二第二項第四号において「役員等」という。)が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定

する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。

次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む）

する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。

以下この条、第一条の五の二第二項、第一条の七、第一条の八の二及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七及び第一条の八の二第一号において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及

。) のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ 当該株券等^{（一）}を取得した者が当該株券等を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号において同じ。）が行われること。

ニ 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有

び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ 当該有価証券^{（一）}を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の四の二において同じ。）が行われること。

ニ 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第一条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七及び

価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号口、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号口、第二条の四の二第二号口、第二条の六の二第二号口及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロ及びロ八において同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

二 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先

第一条の八の二第二号において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの（イにおいて「当該有価証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

（新設）

（新設）

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）

出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該新株予約権証券等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該新株予約権証券等がこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ（略）

（取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二 法第二条第三項第二号ロ②に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 当該有価証券を証券関連業者（金融商品取引業者等（法第三十条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）又は外国証券業者（法第五十八条に規定する外国証券

資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

（新設）

イ 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ（略）

（特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれがない場合等）

第一条の五の二 法第二条第三項第二号ロ②に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 当該有価証券を証券関連業者（金融商品取引業者等（法第三十条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）又は外国証券業者（法第五十八条に規定する外国証券

券業者をいう。以下同じ。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。)から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。)

二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)(との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等(法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。)(以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

業者をいう。以下同じ。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。)から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。)

二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)(との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等(法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。)(以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取引しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三 (略)

(取得勧誘が少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号八に規定する政令で定める要件は

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取引しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三 (略)

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号八に規定する政令で定める要件は

、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。

（）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この号において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となること。

二 当該取得勧誘が特定投資家（法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合であること。

(取得勧誘において少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号八に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該取得勧誘が特定投資家(法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者(当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。)を相手方として行う場合でないこと。

二 次のイから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから八までに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が当該株券等と同一の内容(株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。))若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による優先出資の消却についての内容に限る。(を)表示した株券等であつて、法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号八及び第二条の二第四項第二号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。))の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、(を)既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。))で新株予約権又は新優先出資引受

□ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下口において同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3) 当該新株予約権証券等と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4) 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者(当該者が適格機関投資家であつて、当該新株予約権証券等が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)が当該新株予約権証券等を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止さ

権等が付されているもの(イにおいて「当該有価証券」という。

□ 次に掲げるすべての要件に該当する場合。

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及び口に定める要件に該当すること。

□ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者(当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が適格機関投資家であつて、当該取得又は買付けに係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合。

イ 当該有価証券と同種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

□ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

れる旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3) ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買

三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券（同号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）に限る。）の売買

（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

(新設)

二 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

四 金融商品取引業者等又は特定投資家が他の金融商品取引業者等又は特定投資家と行う取引所金融商品市場によらないで行う有価証券（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の売買のうち、当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行うものであつて、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行うもの

（新設）

五 法第五十八条の二ただし書の規定により外国証券業者が金融商品取引業者等又は適格機関投資家に対して行う外国で既に発行された当該有価証券（第二条の十二の二に規定する有価証券を含み、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち同項第二号イから八までに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続（法第二条の二第三項に規定する組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）のうち法第二条の二第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの）が行われていないものに限る。次号及び第一条の八の四第四号において「譲渡制限のない海外発行証券」という。）の売付け

（新設）

六 譲渡制限のない海外発行証券を取得した金融商品取引業者等又は適格機関投資家（以下この号において「売付け金融商品取引業者等」という。）による他の金融商品取引業者等（当該譲渡制限のない海外発行証券を他の者に取得させる目的で買付けける者に限る。以下この号において「買付け金融商品取引業者等」という

（新設）

。 () に対する当該譲渡制限のない海外発行証券の売付け (売付け
金融商品取引業者等又は買付け金融商品取引業者等が認可金融商
品取引業協会 (金融庁長官が指定する) の認可金融商品取引業協
会に限る。以下この号及び第一条の八の四第四号において同じ。

() の会員である売付けに限る。) であつて、当該売付け金融商品
取引業者等 (当該売付け金融商品取引業者等が認可金融商品取引
業協会の会員でない場合には、当該買付け金融商品取引業者等)
より当該譲渡制限のない海外発行証券の銘柄、数その他の内閣府
令で定める事項が認可金融商品取引業協会に報告されるもの

七 取得勧誘のうち法第二条第三項第一号イから八までに掲げる場
合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イから
八までに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち
法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当する
もの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくは
ロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券 (以下
この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。)

であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

イ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者

ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人 (外国法人
を含む。) の役員 (取締役、執行役、会計参与及び監査役 (理
事及び監事その他これらに準ずる者を含む。) をいう。以下こ
の号において同じ。) 又は発起人その他これに準ずる者 (当該
法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のい

(新設)

れにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。以下この号において同じ。）

八 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下八において同じ。）又は当該主要株主（法人である場合に限る。）の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該主要株主である法人の設立後に当該法人の役員又は発起人その他これに準ずる者のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

二 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）その他これに準ずる法人又はこれらの役員若しくは発起人その他これに準ずる者

ホ 金融商品取引業者等

八 譲渡制限のない有価証券の売買（当該売買の当事者の双方が前号イからホまでに掲げる者であるもの）（当該当事者の双方が同号ホに掲げる者であるものを除く。）に限る。）

九 有価証券（社債券その他の内閣府令で定める有価証券に限る。）（に係る買戻又は売戻条件付売買であつて、買戻又は売戻価格及び買戻の日又は売戻の日があらかじめ定められているもの

十 発行者又は当該発行者に対する当該有価証券の売付けを行おう

（新設）

（新設）

（新設）

とする者(当該者に対する当該有価証券の売付けを行おうとする者を含む。)(に対する当該有価証券の売付け

十一 金融商品取引業者等が顧客のために取引所金融商品市場又は

外国金融商品市場(法第二条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)(における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買

(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容(株式)優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。)(若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定による優先出資の消却)についての内容に限る。)(を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(新設)

(新設)

- ロ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
- ハ 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、売付け勧誘等又は組織再編成交付手続が行われること。
- 二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。
- ロ 当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。
- ハ 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
- 二 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券

（）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該新株予約権証券等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該新株予約権証券等がこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

（売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ②に規定する政令で定める

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号及び第六項に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

（売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の八の二 法第二条第四項第一号ハに規定する政令で定める場

場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行う者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買付けた当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この条、次条及び第二条の十二において同じ。）を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行う者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二十一条第十九号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

□ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行う者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三（略）

（売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の八の三 法第二条第四項第一号八に規定する政令で定める要件は、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（次に掲げる有価証券を除く。以下この条において「同種の既発行証券」という。）の売付け勧誘等（第一条の七の三各号に掲げる取引を除く。以下この条において同じ。）が行われており、当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方（当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を

□ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行う者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三（略）

（新設）

除く。)の人数と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方(当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数との合計が五十名以上となることとする。

一 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二条第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券

二 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が有価証券の売出しに該当し、かつ、当該有価証券の売出しに關し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券

三 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券売出しに該当し、かつ、同項の規定により外国証券情報(同項に規定する外国証券情報をいう。以下同じ。)の提供又は公表が行われた有価証券(同項ただし書の規定に該当する有価証券を含む。)

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の八の四 法第二条第四項第二号八に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方とし、かつ、五十

(新設)

名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該売付け勧誘等に係る有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二 第一条の七第二号に掲げる要件に該当する有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、当該要件に従つて行うものであること。

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから八まで定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式）優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得

され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下口において同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3) 当該新株予約権証券等と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4) 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者（当該者が適格機関投資家であつて、当該新株予約権証券等が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）が当該新株予約権証券等を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

八 イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべ

ての要件に該当すること。

(1) 当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3) ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

四 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 金融商品取引業者等（認可金融商品取引業協会の会員に限る。）が譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行った場合には、当該譲渡制限のない海外発行証券の銘柄、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数として内閣府令で定めるところにより算出した数（以下この号において「所有者数」という。）（その他内閣府令で定める事項を認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより当該認可金融商品取引業協会に報告することとされていること）。

ロ イに規定する報告を受けた認可金融商品取引業協会は、当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数の総数を算出し、公表することとされていること。

八 イの譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数の総数が千を超えないものであること。

(売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第一条の八の五 法第二条第四項第三号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

第一条の八の六 (略)

(金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの)

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

(売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第一条の八の三 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

第一条の八の四 (略)

(金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの)

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

は、特定投資家向け有価証券（法第四条第三項第四号に掲げるもの（第二条の十二の四第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。）及び開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

は、特定投資家向け有価証券（法第四条第三項第四号に掲げるもの（第二条の十二の二第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。）及び開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二 (略)

(差金決済の原因となる行為)

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において金融商品(同条第二十四項第五号に掲げるものを除く。)及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

(株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者)

第一条の二十 法第二条第三十八項に規定する政令で定める者は、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第三項に規定する株式会社商品取引所とする。

(金融商品取引所持株会社に關する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者)

第一条の二十一 法第二条第三十九項に規定する政令で定める者は、商品取引所法第二条第十九項に規定する商品取引所持株会社とする。

第二章 企業内容等の開示

二 (略)

(差金決済の原因となる行為)

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場(同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)によらないで、将来の一定の時期において金融商品(同条第二十四項第五号に掲げるものを除く。)及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

(新設)

(新設)

第二章 企業内容等の開示

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。)、吸収分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したもその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)、新設分割会社(同法第七百六十二条第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同法第七百六十三条第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたもその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)、及び株式会社移転完全子会社(同法第七百七十二条第一項第五号に規定する株式会社移転完全子会社をいう。)となる会社とする。

(組織再編成発行手続において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号口に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

- 一 当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。)、吸収分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)、新設分割会社(同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。)、及び株式会社移転完全子会社(同法第七百七十二条第一項第五号に規定する株式会社移転完全子会社をいう。)となる会社とする。

(組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号口に規定する政令で定める要件は、当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であつて、当該組織再編成対象

格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二 次のイから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから八までに定める要件に該当すること。

イ 株券等 第一条の七第二号イに定める要件に該当すること。

ロ 新株予約権証券等 第一条の七第二号ロに定める要件に該当すること。

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の七第二号ハに定める要件に該当すること。

(組織再編成交付手続において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の六の二 法第二条の二第五項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該組織再編成交付手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二 次のイから八までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから八までに定める要件に該当すること。

イ 株券等 第一条の八の四第三号イに定める要件に該当すること。

ロ 新株予約権証券等 第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の八の四

会社株主等の人数が五十名以上であることとする。

(新設)

第三号八に定める要件に該当すること。

(組織再編成交付手続において組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く)。

イ 子 (略)

リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権その他これに類するものとして内閣府令で定める信託の受益権

ヌ ル (略)

二 五 (略)

2・3 (略)

(外国で既に発行された有価証券に準ずる有価証券)

第二条の十二の二 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める有

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権(次に掲げるものを除く)。

イ 子 (略)

リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権

ヌ ル (略)

二 五 (略)

2・3 (略)

(新設)

価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等（同条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が国内で行われなかつたものとする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（新設）

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ 当該外国国債又は当該外国国債の発行者が発行する他の外国国債の売買が外国において継続して行われていること。

ハ 当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七條において準用する法第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

- 二 法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - イ 国内における当該外国地方債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
 - ロ 当該外国地方債又は当該外国地方債の発行者が発行する他の外国地方債の売買が外国において継続して行われていること。
 - ハ 当該外国地方債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。
- 三 法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - イ 国内における当該外国特殊法人債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
 - ロ 当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人債の発行者が発行

する他の外国特殊法人債の売買が外国において継続して行われていること。

八 当該外国特殊法人債の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限り、かつ、発行者の経理に関する情報にあつては、公益又は投資者保護のため金融庁長官が適当であると認める基準に従つて作成された情報に限る。次号二及び第六号八において同じ。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四條第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に轉換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行轉換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該海外発行轉換可能社債券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ 当該海外発行轉換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの

をいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

八 あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において転換されることとなる株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この条において「株券」という。）が金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所に上場されていること。

二 当該海外発行転換可能社債券又は当該海外発行転換可能社債券の発行者が発行する株券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行転換可能社債券の売買が継続して行われている外国の法令（これに類する国際機関の規則を含む。以下この条において同じ。）に基づき、当該海外発行転換可能社債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四條第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の

- 規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。
- 五 法第二十一条第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」という。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの（以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 国内における当該海外発行新株予約権付債券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
- ロ 当該海外発行新株予約権付債券が指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該海外発行新株予約権付債券の売買が外国において継続して行われていること。
- ハ 当該海外発行新株予約権付債券に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。
- ニ 当該海外発行新株予約権付債券又はハに規定する株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該海外発行新株予約権付債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（

法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

六 債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該海外発行債券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該海外発行債券の売買が外国において継続して行われていること（当該海外発行債券の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する会社（金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所に上場されている株券の発行者に限る。以下この号において「親会社」という。）が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している場合を除く。）。

ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者

の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（口括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行っている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

七| 株券及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ| 国内における当該海外発行株券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

- ロ 当該海外発行株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。
- ハ 当該海外発行株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該海外発行株券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。
- 八 法第二十一条第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（同号に掲げる投資法人債券の性質を有するものを除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 国内における当該海外発行受益証券又は海外発行投資証券（以下この号において「当該海外発行受益証券等」という。）に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
- ロ 当該海外発行受益証券等が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

八 当該海外発行受益証券等が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該海外発行受益証券等に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該海外発行受益証券等の発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（以下この号において「権利表示証券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該権利表示証券が次に掲げるすべての要件に該当する株券等（株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下イにおいて「投資証券」という。）及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。）又は社債券等（社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。）に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものであること。

(1) 当該株券等若しくは当該社債券等が金融商品取引所若しくは

は指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該社債券等の売買が外国において継続して行われていること。

(2) 当該株券等若しくは当該社債券等が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則又は当該社債券等の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該株券等又は当該社債券等の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

ロ 当該権利表示証券に表示された権利を行使することによつて、将来の一定の時期において当該権利に係る取引が成立することをあらかじめ約するものであつて、当該取引について差金の授受によつて決済が行われるものであること。

ハ 国内における当該権利表示証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券が株券に係る権利を表示するものであること。

ロ 国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をイ

インターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

八 当該有価証券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

二 当該有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該有価証券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限り。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等）

第二条の十二の四（略）

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四（略）

3（略）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等）

第二条の十二の二（略）

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四（略）

3（略）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の三 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（同項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

- 一 新優先出資引受権証券
- 二・三 (略)

(削る)

第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において

準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第四項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

- 一 株券、新株予約権証券又は新優先出資引受権証券
- 二・三 (略)

(海外発行証券の少人数向け勧誘)

第三条の三 法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券のいずれかに該当するものをいう。

- 一 特定投資家向け有価証券（当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等（法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。）に該当することにより当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなる場合の有価証券を含む。次項において同じ。）

- 二 当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。次項において同じ。）が国内で行われたもの（前号に掲げるものを除く。）
- 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める有価証券は、

(密接な関係を有する会社)

第四条の四 法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社(法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。)(の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。)(の名義をもつて所有する会社

二 (略)

2・3 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

国内で既に発行された有価証券であつてその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかつたもの(特定投資家向け有価証券を除く。)(とする。

3 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

(密接な関係を有する会社)

第四条の四 法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社(法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。)(の総株主等の議決権(法第二十九条の四第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)(の過半数を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。)(の名義をもつて所有する会社

二 (略)

2・3 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三十五（略）

2・3（略）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

七 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）により買付け等をする場合

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三十五（略）

2・3（略）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

七 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八（略）

第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表

（特定証券情報の提供又は公表を要しない場合）

第十四条の十四 法第二十七条の三十一第一項に規定する政令で定める場合は、五十名未満の者を相手方として行う場合とする。

第四章 金融商品取引業者等

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。））に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取戻す者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするもの

八（略）

（新設）

（新設）

第四章 金融商品取引業者等

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取戻す者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容

をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（多数の者を相手方として行う場合）

第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項）法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（多数の者を相手方として行う場合）

第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の第十二項(法第三十四条の第三項(法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の第四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 (略)

2 法第三十四条の第四六項において準用する法第三十四条の第三四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の第三三項(法第三十四条の第四四項及び第四十三条の第四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十四条の第三二項の規定による書面による同意に代えて同条第三三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の第三三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 (略)

2 法第三十四条の第四四項において準用する法第三十四条の第三四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を

除く。()の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第六項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 商品取引所法第二条第四項に規定する商品
- 三 (略)

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を

除く。()の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第四項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品
- 三 (略)

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第三号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を

行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一〇三（略）

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

一〇二（略）

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引）

第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、店頭デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するものとする。

（削る）

（削る）

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について、一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券

行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一〇三（略）

2 法第三十八条第四号及び第五号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

一〇二（略）

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引）

第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 外国市場デリバティブ取引に該当するもの

二 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について、一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券

券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。) を除く。) とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(前号に該当する場合を除く。)

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。) のうち内閣府令で定めるもの又は当該者(第一条の八の六第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。) を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。)

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)

() による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者(第一条の八の六第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。) を相手方として行う法第二十八条第八項第四

券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。) を除く。) とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(前号に該当する場合を除く。)

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。) のうち内閣府令で定めるもの又は当該者(第一条の八の四第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。) を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。)

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)

() による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者(第一条の八の四第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。) を相手方として行う法第二十八条第八項第四

号に掲げる行為

三 (略)

第四章の三 信用格付業者

(事業報告書の提出期限)

第十八条の四の二 法第六十六条の三十八に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条及び第十八条の四の五において同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(説明書類の縦覧を開始するまでの期間)

第十八条の四の三 法第六十六条の三十九に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（同条に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

号に掲げる行為

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(信用格付業者が電子公告により信用格付業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の四の四 法第六十六条の四十第三項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第五項及び第六項において会社法の規定を準用する場合における同条第五項及び第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項(各号を除く。)	前二項 これらの	第一項 同項の

(新設)

(外国法人に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)
第十八条の四の五 信用格付業者が外国法人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の二 第十八第二項第三号	定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)	定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)(並びに国内における主たる営業所又は事務所 の登記事項証明書

(新設)

第六十六條の三十九	すべての営業所又は事務所	信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所
第六十六條の四 十第一項第二号	法人を代表する役員	法人の役員
第六十六條の四 十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
第六十六條の四 十第一項第四号	その破産管財人 解散したとき	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
	その清算人	解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者

（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十八條の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理

（新設）

人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条の四	信用格付業者であつた法人	信用格付業者であつた法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)
第一項第二号二	役員	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを代表者又は管理人を含む。)
第二十九条の四	役員	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを代表者又は管理人を含む。)
第一項第二号へ		
第六十六条の四	合併	合併に相当する行為
第十項第二号		
第六十六条の四	破産手続開始の決定	破産手続開始の決定を受け
第十項第三号	により解散したとき	たとき
第六十六条の四	合併	合併に相当する行為
第十項第四号	解散したとき	解散に相当する行為をした

	その清算人	その代表者又は管理人であつた者	とき
第六十六条の四	合併	合併に相当する行為	
第十第三項	解散	解散に相当する行為	

(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十八条の四の七 信用格付業者が法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、第六十六条の四第十第一項第三号及び第四号の規定の適用に当たつての第六十六条の四の四十七の規定による技術的読替えは、前二条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の四第十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
その破産管財人	その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者

(新設)

第六十六条の四	合併	合併に相当する行為
十第一項第四号	解散したとき	解散に相当する行為をしたとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
	その清算人	その代表者又は管理人であつた者（国内における営業所又は事務所の清算を開始した場合にあつては、国内における代表者とする。）

（信用格付業者に関する読替え）

第十八条の四の八 法第六十六条の四十八に規定する法第六十六条の二十七の登録又は信用格付業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の四十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条	第二十九条若しくは第三十二条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録	第六十六条の二十七の登録

（新設）

登録申請者又は金融 商品取引業者	登録申請者
当該登録申請者又は 当該金融商品取引業 者	当該登録申請者
第五十一条、第五十 一条の二、第五十二 条第一項、第五十二 条の二第一項、第五 十三条、第五十四条 又は第五十六条の三	第六十六条の四十一又は第 六十六条の四十二第一項
第二十九条若しくは 第三十三条の二の登 録、第三十条第一項 若しくは第三十一条 第六項の認可、第三 十一条第四項の変更 登録、第三十五条第 四項の承認若しくは 前条第三項若しくは 第四項の承認	第六十六条の二十七の登録
第三十条の二第一項 の規定により条件を	第六十六条の四十一又は第 六十六条の四十二第一項若

付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条若しくは第五十六条の二若しくは前条第二項	しくは第二項
--	--------

第四章の四 金融商品取引業協会

第十八条の四の九、第十八条の四の十一 (略)

第四章の五 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

第十九条の三 法第百二条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項及び第百六条の九において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所(法第一条第十八項に規定する

第四章の三 金融商品取引業協会

第十八条の四の二、第十八条の四の四 (略)

第四章の四 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

第十九条の三 法第百二条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項及び第百六条の九において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百二条の二

株式会社金融商品取引所をいう。以下同じ。）の対象議決権（法
第二百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、
第十九条の三の三、第十九条の三の二及び第十九条の三の四
の二において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式
会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している
者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二丁四（略）

2～4（略）

5 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品
取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株
会社をいう。

6（略）

（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の
対象議決権を取得し又は保有することができる者）

第十九条の三の三 法第六六条の三第一項に規定する政令で定める者
は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に
規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい
て同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ（略）

八 その者が法第六六条の三第一項又は第六六条の十七第一項の

第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、第十九条の三
の三及び第十九条の三の三の二において同じ。）を取得し、若し
くは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行
使することを合意している者（以下この条において「共同保有者
」という。）の関係

二丁四（略）

2～4（略）

5 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品
取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。

6（略）

（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の
対象議決権を取得し又は保有することができる者）

第十九条の三の三 法第六六条の三第一項に規定する政令で定める者
は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に
規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい
て同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ（略）

八 その者が法第六六条の三第一項又は第六六条の十七第一項の

認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条並びに第四十四条第十三項及び第十四項において同じ。）（次号八、第四号八及び第五号八において「特定子会社」という。）であること。

三（略）

四 外国商品市場開設者（商品先物取引法第十二項に規定する外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取引法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法（法に基づく命令を含む。次号ロにおいて同じ。）の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること

認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社（法人がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は当該法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。次号において同じ。）（同号八において「特定子会社」という。）であること。

三（略）

（新設）

。

八 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、特定子会社であること。

五

外国商品市場開設者持株会社（外国商品市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品市場開設者持株会社であることについて同法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていふこと。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行つて行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

八 その者が法第百六条の三第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が、特定子会社であること。

（新設）

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所(法第百六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあつては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社)をいう。

5 (略)

(特別の関係にある者)

第十九条の三の四の二 法第百三十三条の二において準用する法第百

三条の二第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とする。

一 共同で会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)(の関係)

二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)(と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)(との関係)

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所(法第百六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあつては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社)をいう。

5 (略)

(新設)

当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 第十九条の三第四項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。

4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び第二項並びに前項において準用する第十九条の三第四項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の四第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）
第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について、法第五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）
第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について、法第五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第百四十九条第二項	第八十一条第一項第二号	第百二条の十五第一項第二号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第五章の四 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

- 第十九条の七 法第百五十六条の三十九第一項第二号及び第四号二、
 第百五十六条の四十三並びに第百五十六条の六十第三項に規定する
 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
 - 二 第十九条の九各号に掲げる指定

（異議を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者
 の総数に占める割合）

第十九条の八 法第百五十六条の三十九第一項第八号に規定する政令

第百四十九条第二項	第八十一条第一項第二号	第百二条の十五第一項第二号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（新設）

（新設）

（新設）

で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定

九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

十九条第一項の規定による指定

(新設)

(安定操作取引をすることができる場合)

第二十条 安定操作取引(法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等(同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下同じ。)又はその申込み、委託等(法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。))若しくは受託等(媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。))は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))又は有価証券の売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2・3 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(安定操作取引をすることができる場合)

第二十条 安定操作取引(法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等(同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下同じ。))又はその申込み、委託等(法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。))若しくは受託等(媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。))は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))又は有価証券の売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2・3 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

十三 法第百五十六條の十九第一項の規定による承認

十四 法第百五十六條の二十第一項の規定による法第百五十六條の

十九第一項の承認の取消し

十五〇十七 (略)

十八 法第百九十四條の六の二第一号及び第三号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八條 法第百九十四條の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十條の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等)(法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五條において同じ。)の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)

、第三十六條第二項、第三十七條から第三十七條の六まで、第三十八條から第三十九條まで、第四十條(同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第四十條の二、第四十條の四、第四十條の五、第四十一條の二、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第五十六條の四第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條及び第三百六十三條から第三百七十一條までの規

一〇十二 (略)

十三 法第百五十六條の十九の規定による承認

十四 法第百五十六條の二十の規定による法第百五十六條の十九の

承認の取消し

十五〇十七 (略)

(新設)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八條 法第百九十四條の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十條の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等)(法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五條において同じ。)の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)

、第三十六條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條(同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第四十條の二、第四十條の四、第四十條の五、第四十一條の二、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第五十六條の四第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條及び第三百六十三條から第三百七十一條までの規定並びに法第百六十一條第一項(同條

定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第七号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3 （略）

4 法第九十四条の七第二項第三号の二に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の三十五の規定とする。

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六

第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第六号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3 （略）

（新設）

4 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの限り、法第六十六条の十五において

バティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十二条、第六十三條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第六十七條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7| 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二

公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十三條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十二条、第六十三條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第六十七條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6| 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から

二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十二条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

8| 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7| 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 (略)

9 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第九十三条の二第六項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条の五、第七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の七から第七十二条の九まで、

二・三 (略)

8 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第九十三条の二第五項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条の五、第七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の七から第七十二条の九まで、

第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

2 長官権限(法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第九十三条の四、第九十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十六条の十六、第九十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十五条(法第五十三条の四において準用する場合を含む。)、第九十五条の九、第九十五条の十五、第九十五条の三十四並びに第九十五条の五十八の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

2 長官権限(法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第九十三条の四、第九十六条の六、第九十六条の十六、第九十六条の二十、第九十六条の二十七、第九十五条(法第五十三条の四において準用する場合を含む。)、第九十五条の九、第九十五条の十五並びに第九十五条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書を含む。）、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書

第三十九条（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書を含む。）、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書

類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の第二項、第二十四条の四の第二項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第六項、第二十四条の四の第五項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の第二項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四の第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。））において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の第二項及び第二項（同条第三項（同条第四項、法第二十四条の

類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第六項、第二十四条の四の第五項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の第二項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四の第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。））において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の第二項及び第二項（同条第三項（同条第四項、法第二十四条の

四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期報告書、法第二十四条の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、

四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期報告書、法第二十四条の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、

の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第六項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一の二 第二条の十二の四第一項の規定による承認
二下十七（略）

十八 法第九十三条の二第六項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九 法第九十三条の二第七項の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第八項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第五項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一の二 第二条の十二の二第一項の規定による承認
二下十七（略）

十八 法第九十三条の二第五項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九 法第九十三条の二第六項の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第七項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3 } 5 (略)

6 前各項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び発行者による迅速かつ適正な企業内容等の開示に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 (略)

2 前項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な公開買付けの実施に特に資すると認められる場合における権限については、関東財務局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な大量保有の状況の開示に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

3 } 5 (略)

(新設)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 (略)

(新設)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 (略)

2~4 (略)

5 長官権限のうち、第三十九条第五項第一号に規定する通知書及び第四十条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限は、関東財務局長に委任する。

6~8 (略)

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百三条の四、第百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第百六条の十六及び第百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査(第三十八条の二第二項の規

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 (略)

2~4 (略)

5 長官権限のうち、第三十九条第五項第一号に規定する通知書及び第四十条第一号に規定する書類に係る承認等の権限は、関東財務局長に委任する。

6~8 (略)

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

定により委員会に委任されたものを除く。）

2 (略)

(金融商品取引所持株会社等に関する権限の財務局長等への委任)
第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七(法第百九条において準用する場合を含む。)の規定による権限(第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引所持株会社等(金融商品取引所持株会社、親商品取引所等)法第百二条の三第一項に規定する親商品取引所等をいう。)又は金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所(金融商品取引所であるものを除く。)をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株会社等の子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

2 (略)

(金融商品取引所持株会社に關する権限の財務局長等への委任)
第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限(第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株式会社等の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株式会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の

四、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む）、第百五十一条（法第百五十二条の四において準用する場合を含む）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2～12（略）

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株式会社支店等」とは、金融商品取引所持株式会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株式会社等の子会社をいう。

15～17（略）

（委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第百六条の十六及び第百六条の二十第一項（同条第二項において準

四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十二条の四において準用する場合を含む）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2～12（略）

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株式会社支店等」とは、金融商品取引所持株式会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株式会社の子会社（法第五十五条の十六第四項に規定する子会社をいう）をいう。

15～17（略）

（委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事

用する場合を含む。)の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

5 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる

務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

5 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる

罪とする。

一 五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

罪とする。

一 五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成二十五年三月三十一日までの間における新株予約権が付されている社債券又は金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。)(第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するものについての前条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(以下この条において「新金融商品取引法施行令」という。)(第二条の十二の三第五号の規定の適用については、同号八中「指定外国金融商品取引所」とあるのは、「金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所」とする。

2 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の施行の日までの間における新金融商品取引法施行令第十九条の三の三の規定の適用については、同条第四号中「商品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場」とあるのは「外国商品市場(商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。)(と、同号イ及びロ並びに同条第五号中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」とする。

3 平成二十五年九月二十九日までの間における新金融商品取引法施行令第十九条の七及び第十九条の九の規定の適用については、新金融商品取引法施行令第十九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、新金融商品取引法施行令第十九条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改 正 案

現 行

<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）</p>	<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）</p>
---	---

第十一条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十八条の二 法第六十九条の二第一項第二号及び第四号二、法第

第十一条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六條の三十九第一項の規定による指定
- 二 第二十八條の四各号に掲げる指定

(異議を述べた特定火災共済協同組合等の数の特定火災共済協同組合等のそれぞれの総数に占める割合)

第二十八條の三 法第六十九條の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第二十八條の四 法第六十九條の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八條の十七並びに法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

(新設)

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二條の二第一項の規定による指定

- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定

- 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百
十一條の六第一項の規定による指定
 - 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五條の
四第一項の規定による指定
 - 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六條の
八第一項の規定による指定
 - 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の
五第一項の規定による指定
 - 八 銀行法第五十二條の六十二第一項の規定による指定
 - 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一條の二十九
第一項の規定による指定
 - 十 保険業法第三百八條の二第一項の規定による指定
 - 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五條の
六第一項の規定による指定
 - 十二 信託業法第八十五條の二第一項の規定による指定
 - 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九
十九條第一項の規定による指定
- （指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は指定特定共済事業等紛
争解決機関について準用する保険業法の規定の読替え）
- 第二十八條の五 法第六十九條の四第一項又は第二項の規定により指
定特定火災共済事業等紛争解決機関（同條第一項に規定する指定特
定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）又は指定特定共済事業等

（新設）

紛争解決機関（同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。）について保険業法第二百八条の八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（指定信用事業等紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読み替え）

第二十八条の六 法第六十九条の五の規定により指定信用事業等紛争解決機関（同条に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。）について銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第

（新設）

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第

一 項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 丁 四 （略）

2
4 （略）

一 項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 丁 四 （略）

2
4 （略）

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法施行令第二十八条の二及び第二十八条の四の規定の適用については、同令第二十八条の二中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第二十八条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p>	<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p>
---	--

第一条の七 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の十三第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる

第一条の七 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の八第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者

者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2）10（略）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2（略）

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2）10（略）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2（略）

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第一条の十六 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第一条の十六 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一、四（略）

3・4（略）

（特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え）

第五条の四（略）

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第五条の八 法第九十二条の六第一項第二号及び第四号二、法第九十

二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

- 一 金融商品取引法第五百六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第五条の十各号に掲げる指定

（異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合）

第五条の九 法第九十二条の六第一項第八号の政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第五条の十 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業

一、四（略）

3・4（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五条の四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

(指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え)

第五條の十一 法第九十二條の八第一項の規定により銀行法第五十二條の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の読替え)

第五條の十二 法第九十二條の九第一項の規定により保険業法第二百八條の七第二項第一号及び第二百八條の八第一項の規定を準用する場合には、同号中「当事者」とあるのは「当事者である加入組合若しくはその利用者(以下単に「当事者」という。)(「と、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

第五條の十三 (略)

第五條の八 (略)

(農業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の農業協同組合法施行令第五条の八及び第五条の十の規定の適用については、同令第五条の八中「次に掲げる指定」とあるのは「次に掲げる指定及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第五条の十中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第九條の七 法第八十五條の四第一項第二号及び第四号二並びに法第八十九條第七項において準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百五十六條の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第十三條の四各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）</p> <p>第九條の八 法第八十五條の四第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十一條の三 （略）</p> <p>2 銀行法第十三條の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十一條の三 （略）</p> <p>2 銀行法第十三條の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
---	---

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）

四（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をい

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）

四（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

う。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	信用金庫法第八十九条の二
第十二条の三第一項第二号	銀行業務	金庫業務（信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務をいう。）
(略)	(略)	(略)

2/4 (略)

5 法第八十九条第七項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六	商号	名称
十八第一項		

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	信用金庫法第八十九条の二
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2/4 (略)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第十三条の四 法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

(新設)

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九

十九条第一項の規定による指定

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 （略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 （略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により

む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第九条の七及び第十三条の四の規定の適用については、同令第九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十三条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。以下</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。以下</p>
---	---

る金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の三 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項)において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十

この条において同じ。)の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の三 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第五十二条の二の五に

七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による書面による同意に代えて「同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を

において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて「同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第十六条の九 法第五十二条の六十二第一項第一号及び第四号二、第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十六条の十一各号に掲げる指定

(異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合)

第十六条の十 法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

(銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の銀行法施行令第十六条の九及び第十六条の十一の規定の適用については、同令第十六条の九中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十六条の十一中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第十一条関係）

改正案

現行

<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の二 法第十六条の八第一項第二号及び第四号二並びに法第七七条において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第六条の五の二各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた長期信用銀行の数の長期信用銀行の総数に占める割合）</p> <p>第四条の三 法第十六条の八第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規</p>	<p>（新設）</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行</p>
---	---

定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る。

第五十二条の六 十一第二項	(略)	読み替える銀行 法の規定
	(略)	読み替えられる字句
銀行等が前項	(略)	読み替える字句
	(略)	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
当該銀行等	当該長期信用銀行等	当該長期信用銀行等
第三十八条、第四十八條、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条	第三十八条
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二
第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三

第五十二条の六 十一第二項	(略)	読み替える銀行 法の規定
	(略)	読み替えられる字句
銀行等が前項	(略)	読み替える字句
	(略)	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
当該銀行等	当該長期信用銀行等	当該長期信用銀行等
第三十八条、第四十八條、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条	第三十八条
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二
第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三

			第九章	項及び第四項
第五十二条の六 第十三第一項	前条第一項	長期信用銀行法第十六条の 八第一項	同法第二十三条の二から第 二十七条まで	
第五十二条の六 第十三第二項第一 号	前条第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の 八第一項第三号		
第五十二条の六 第十三第二項第六 号	前条第二項	長期信用銀行法第十六条の 八第三項		
第五十二条の六 第十五第一項	この法律	長期信用銀行法		
第五十二条の六 十六	他の法律	長期信用銀行法以外の法律		
第五十二条の六 第十七第二項	前項第一号	長期信用銀行法第十六条の 九第一号		
第五十二条の六 第十七第三項	第一項第二号	長期信用銀行法第十六条の 九第二号		
第五十二条の六 第十七第四項	第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の 九第三号		
第五十二条の六	第一項第四号	長期信用銀行法第十六条の		

			第九章	項及び第四項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第十七第五項	第五十二條の七 第十四第二項	第五十二條の六十二 第一項	九第四号
第五十二條の八 第十二第二項第一号	第五十二條の六十二 第一項第五号から第七号までに掲げる要件)	長期信用銀行法第十六條の八第一項第五号から第七号までに掲げる要件)	(新設)
第五十二條の八 第十三第三項	他の法律	長期信用銀行法以外の法律	(新設)
第五十二條の八 第十四第一項	、第五十二條の六十二第一項	、長期信用銀行法第十六條の八第一項	(新設)
第五十二條の八 第十四第一項第一号	第五十二條の六十二第一項第二号	長期信用銀行法第十六條の八第一項第二号	(新設)
第五十二條の八 第十四第一項第二号	第五十二條の六十二第一項の	長期信用銀行法第十六條の八第一項の	(新設)
第五十二條の八 第十四第二項第一号	第五十二條の六十二第一項第五号	長期信用銀行法第十六條の八第一項第五号	(新設)
第五十二條の六十二	第五十二條の六十二	同法第十六條の八第一項の	(新設)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			第五十二條の八 第十四第三項	第一項の 第五十二條の六十二 第一項	長期信用銀行法第十六條の 八第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十六條第九 号	前條	第五十二條の九第一 項若しくは第二項た だし書又は第五十二 條の十七第一項若し くは第三項ただし書	同法第十六條の二の二第一 項若しくは第二項ただし書 又は同法第十六條の二の四 第一項若しくは第三項た だし書	長期信用銀行法第二十條	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十六條第十 三号	第一項	第五十二條の六十二 第一項	長期信用銀行法第十六條の 八第一項		

2・3 (略)

4 法第十七條の規定において銀行法第十二條の三の規定を準用する
 場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実
 施基本契約（長期信用銀行法第十六條の八第一項第八号に規定する
 手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に
 掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十六條第九 号	前條	第五十二條の九第一 項若しくは第二項た だし書又は第五十二 條の十七第一項若し くは第三項ただし書	同法第十六條の二の二第一 項若しくは第二項ただし書 又は同法第十六條の二の四 第一項若しくは第三項た だし書	長期信用銀行法第二十條	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2・3 (略)

(新設)

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の三第三項第二号及び第三号	第五十二条の六十二項	長期信用銀行法第十六条の八第一項

(名称の使用制限の適用除外)

第六条の五の二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九

(新設)

第一項の規定による指定

十 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（情報通信の技術を利用した提供）

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項）準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」とい

（情報通信の技術を利用した提供）

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

う。()の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。()の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

ばならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（長期信用銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の長期信用銀行法施行令第

四条の二及び第六条の五の二の規定の適用については、同令第四条の二中「次に掲げるもの」とあるのは

「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（

平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一

条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の

二第一項の規定による指定」と、同令第六条の五の二中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とある

のは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による

廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号二並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六六及び第五十二条の八三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第七条の二の二各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）</p> <p>第四条の八 法第八十九条の五第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第五条の三（略）</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第五条の三（略）</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p>

一・二（略）

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前二号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の

一・二（略）

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前二号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二
第十二条の二第一項第二号	銀行業務	金庫業務(労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務をいう。)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 法第九十四条第五項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六	商号	名称
第十八第一項		

読み替える銀行法の規定

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の二 法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

(新設)

十九条第一項の規定による指定

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意を得ようと

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意

するときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三十三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の労働金庫法施行令第四条の七及び第七条の二の二の規定の適用については、同令第四条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十二条の二第一項の規定による指定」と、同令第七条の二の二中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の二 法第四十一条の三十九第一項第二号及び第四号二、第四十一条の四十三並びに第四十一条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第四条の四各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合）</p> <p>第四条の三 法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	-------------------------------------

- 四十三号) 第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一條の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第六十九條の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定
- 九 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二條一項の規定による指定
- 十 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十九條第一項の規定による指定

(貸金業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の貸金業法施行令第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、同令第四条の二中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第四十二条の二第一項の規定による指定」と、同令第四条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け取り戻すことができる。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条</p>	<p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受け取り戻すことができる。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十四条第一項、第二項及び第四項並びに第十五条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条</p>

の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。））第三十四條の四第三項及び第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十一条の三 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の二第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするとき

の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の四第三項及び第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十一条の三 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方

は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第十三条 法第十二条の二第一項第二号及び第四号二並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の六及び第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十五条各号に掲げる指定

(異議を述べた信託業務を営む金融機関の数の信託業務を営む金融機関の総数に占める割合)

第十四条 法第十二条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

三 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

七 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定

八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九

十九条第一項の規定による指定

(信託業法を準用する場合の読替え)

(新設)

第十六条 法第十二条の四の規定による技術的読替えば、次のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十五条の三 第一項第一号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）
第八十五条の四 第一項	指定紛争解決機関	指定紛争解決機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）
第八十五条の五 第二項	加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等	加入金融機関（手続実施基本契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結した相手方である信託業務を営む金融機関

（新設）

<p>第十七条～第十九条 (略)</p>	<p>第三項第二号</p>		<p>等に関する法律第十二条の 二第四項に規定する特定兼 営業務</p>
	<p>第八十五条の十 九第一号</p>	<p>信託会社等</p>	<p>信託業務を営む金融機関</p>
	<p>第十三条～第十五条 (略)</p>		

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十三条及び第十五条の規定の適用については、同令第十三条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十五条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改 正 案

現 行

<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九條の二 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一條の九（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九條の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九條の二 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一條の九（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九條の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>
--	---

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項)(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、法第三十四条の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。)

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。)

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、

法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十条の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準

法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十条の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引

用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第十条の七 法第十五条の九の三第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

2 法第十五条の九の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四（略）

3・4（略）

法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第十条の七 法第十五条の九の二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

2 法第十五条の九の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四（略）

3・4（略）

(特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)

第二十四条の三 (略)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第二十四条の七 法第二百一十一条の六第一項第二号及び第四号二、法第

百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

- 一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第二十四条の九各号に掲げる指定

(異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合)

第二十四条の八 法第二百一十一条の六第一項第八号の政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の

(銀行法を準用する場合の読替え)

第二十四条の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

規定による指定

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の十 法第百二十一條の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「

（新設）

商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の
読替え)

第二十四条の十一 法第二百一十一条の九第一項の規定により保険業法
第三百八条の七第二項第一号及び第三百八条の八第一項の規定を準
用する場合においては、同号中「当事者」とあるのは「当事者であ
る加入組合若しくはその利用者(以下単に「当事者」という。)(
と、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替え
るものとする。

(新設)

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令第二十四条の七及び第二十四条の九の規定の適用については、同令第二十四条の七中「次に掲げる指定」とあるのは「次に掲げる指定及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第四十二条の二第一項の規定による指定」と、同令第二十四条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 指定紛争解決機関（第四十四条の七 第四十四条の九）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条 第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の第三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条 第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の第三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>
--	--

び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
い。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の五の四 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。()の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の五の四 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八條第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二條第五項及び第六項の規定、法第九十四條の規定、法第九十六條の規定、法第九十七條の規定、法第九十九條において準用する法第九十七條第二項、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。)及び第三項から第九項まで、第九十九條、第一百零一條の二、第一百零一條第一項及び第三項から第六項まで、第一百零二條並びに第一百零四條から第一百零二條までの規定並びに法第二百零四條第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。)の規定とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四條の三 保険会社等(法第二條の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五條第一号及び第五号並びに第四十五條の二において同じ。)、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百條の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第四十四條の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)(第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八條第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二條第五項及び第六項の規定、法第九十四條の規定、法第九十六條の規定、法第九十七條の規定、法第九十九條において準用する法第九十七條第二項、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。)及び第三項から第九項まで、第九十九條、第一百零一條及び第三項から第六項まで、第一百零二條並びに第一百零四條から第一百零二條までの規定並びに法第二百零四條第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。)の規定とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四條の三 保険会社等(法第二條の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五條第一号及び第五号並びに第四十五條の二において同じ。)、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百條の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第四十四條の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)(第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ

四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第四十四条の四 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同

、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第四十四条の四 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意

意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第四十四条の七 法第三百八条の二第一項第二号及び第四号二、第三百八条の六並びに第三百八条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
- 二 第四十四条の九各号に掲げる指定

(異議を述べた保険業関係業者の数の保険業関係業者の総数に占める割合)

第四十四条の八 法第三百八条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項)

の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項(指定紛争解決機関)の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 九 銀行法第五十二条の六十二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十二 信託業法第八十五条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
-

指定)の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九条第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定

第五章
雑則

第四章
雑則

（保険業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 平成二十五年九月二十九日までの間における前條の規定による改正後の保険業法施行令第四十
四條の七及び第四十四條の九の規定の適用については、同令第四十四條の七中「次に掲げるもの」とある
のは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律（平成十八年法律第六十六号）第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法
第一條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三
條の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定」と、同令第四十四條の九中「次に掲
げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有す
るものとされる同法第一條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三條の二第一項
（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三</p>
---	---

項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の三第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四十九条 法第九十五条の六第一項第二号及び第四号二並びに法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 次条各号に掲げる指定

（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

(名称の使用制限の適用除外)

第五十条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

(新設)

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第五十一条 法第九十五条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（新設）

(農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第四十九条及び第五十条の規定の適用については、同令第四十九条中「次に掲げる指定」とあるのは「次に掲げる指定及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第四十二条の二第一項の規定による指定」と、同令第五十条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商</p>
---	---

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十八条の三 法第八十五条の第二項第二号及び第四号二、第十八条の六並びに第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十八条の五各号に掲げる指定

品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

(異議を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合)
第十八条の四 法第八十五条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)
第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

(新設)

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

- 九| 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十| 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一| 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二| 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十三| 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九条第一項の規定による指定

（信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信託業法施行令第十八条の三及び第十八条の五の規定の適用については、同令第十八条の三中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十八条の五中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十条の三第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第</p>

十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第三十二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三十三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第九十六号）（第二十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第五条 法第四十三条の二第一項第二号及び第四号二、第四十三条の六並びに第四十三条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第七条各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた抵当証券業者の数の抵当証券業者の総数に占める割合）</p> <p>第六条 法第四十三条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条 法第四十三条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 九 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十三 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九

十九条第一項の規定による指定

第八条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第九条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五章から第六章の二までの規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、抵当証券業者(法第三条第一項の登録を受けよつとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下「主たる営業所等」という。)(の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

25 (略)

第五条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五章及び第六章の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、抵当証券業者(法第三条第一項の登録を受けよつとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下「主たる営業所等」という。)(の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

25 (略)

改正案	現行
<p>（法人税割額から控除する利子割額の計算） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項の場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。ただし、投資信託の終了又は投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は投資信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う法人若しくは同法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同条第一項に規定する金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>（法人税割額から控除する利子割額の計算） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項の場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。ただし、投資信託の終了又は投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は投資信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う法人若しくは同法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。</p>

改正案

現行

<p>（法人税額から控除する所得税額の計算） 第四百十条の二（略） 2～5（略） 6 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、集団投資信託の終了又は集団投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は集団投資信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連連業を行う法人若しくは同法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連連業の禁止等）に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同条第一項に規定する金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>（法人税額から控除する所得税額の計算） 第四百十条の二（略） 2～5（略） 6 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、集団投資信託の終了又は集団投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は集団投資信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連連業を行う法人若しくは同法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連連業の禁止等）に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。</p>
--	---

改正案

現行

<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）に</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金</p>
--	---

において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第三十二条関係）

改正案

第三十八条第七号	金融商品取引業	募集等業務	(略)	(略)	(略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第一号から第六号まで	金融商品取引契約	募集等契約	(略)	(略)	(略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

第三十八条第六号	金融商品取引業	募集等業務	(略)	(略)	(略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第一号から第五号まで	金融商品取引契約	募集等契約	(略)	(略)	(略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				2 (略)		(略)	(略)	(略)
<p>(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)</p> <p>第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>								
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号から第六号まで	金融商品取引業	受益証券の募集等の業務	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	(略)	(略)	(略)	(略)

				2 (略)		(略)	(略)	(略)
<p>(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)</p> <p>第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>								
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号から第五号まで	金融商品取引業	受益証券の募集等の業務	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)	(略)	第七号	引法第三十八条
	(略)		
	(略)		
2 (略)	(略)	第六号	引法第三十八条
	(略)		
	(略)		

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三十三条関係）

改正案		現行	
<p>（適格機関投資家私募等の範囲）</p> <p>第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものであつて金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。</p> <p>三 当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）</p> <p>第二百一十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（適格機関投資家私募等の範囲）</p> <p>第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）</p> <p>第二百一十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える金融商品取引法の規	読み替えられる字句	読み替える金融商品取引法の規	読み替えられる字句

2 5 (略)	(略)	第三十八條第七 号	で	第三十八條第一 号から第六号ま	(略)	定
	(略)	金融商品取引業		金融商品取引契約	(略)	
	(略)	投資証券の募集等の業務		投資証券募集等契約	(略)	

2 5 (略)	(略)	第三十八條第六 号	で	第三十八條第一 号から第五号ま	(略)	定
	(略)	金融商品取引業		金融商品取引契約	(略)	
	(略)	投資証券の募集等の業務		投資証券募集等契約	(略)	

改正案

現行

<p>（特定顧客） 第十条（略）</p> <p>2 前項の「特定投資家」には、法第三条第一項に規定する金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第六項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあつては、当該金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第六項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に關して特定投資家とみなされる者を含む、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の三第二項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあつては、当該金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第六項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に關して特定投資家とみなされる者を含む者を含まないものとする。</p>	<p>（特定顧客） 第十条（略）</p> <p>2 前項の「特定投資家」には、法第三条第一項に規定する金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に關して特定投資家とみなされる者を含む、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の三第二項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあつては、当該金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に關して特定投資家とみなされる者を含まないものとする。</p>
---	---

3
(略)

3
(略)

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）（第三十五条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第一号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	<p>附則</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第一号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項）準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二</p>	<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三</p>

第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案

現行

<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十六（略）</p> <p>二十七 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからノまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事。</p> <p>二十八 指定紛争解決機関の監督に關すること。</p> <p>二十九〜四十六（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十四号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十八号及び第三十三号から第三十七号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十八号及び第四十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十六（略）</p> <p>二十七 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからラまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に關すること。</p> <p>（新設）</p> <p>二十八〜四十五（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十四号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号から第三十六号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十七号及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。</p>
---	---

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

- 一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）
、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

- 二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四及び第百五十六条の五十八、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

- 一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）
、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号チ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ヘ及び第十九条第一項第六号ニにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

- 二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二百七十七條第一項（同法第二百九十九條第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する

号)第二十二條第一項及び第二十三條第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百七十七條第一項(同法第二百九條第二項(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四條第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ 二 (略)

ホ 保險業法第二百二十二條の二第二項に規定する指定法人(次條第一項第一号ワ及び第二十二條第一項第一号へにおいて「指定保險数理法人」という。))

へ (略)

ト 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二十三條の五第二項に規定する指定紛争処理機關(次條第一項第一号力及び第二十二條第一項第一号トにおいて「指定紛争処理機關」という。))

チ 信託業(担保付社債に關する信託事業を含む。次條第一項第一号ネ、第十一條第一項第十七号及び第二十條第一項第一号ロにおいて同じ。))若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けた者

リ 二 (略)

カ 指定紛争解決機關(金融商品取引法第五十六條の三十八第

場合を含む。))において準用する場合を含む。))並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四條第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ 二 (略)

ホ 保險業法第二百二十二條の二第二項に規定する指定法人(次條第一項第一号ヲ及び第二十二條第一項第一号へにおいて「指定保險数理法人」という。))

へ (略)

ト 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二十三條の五第二項に規定する指定紛争処理機關(次條第一項第一号ワ及び第二十二條第一項第一号トにおいて「指定紛争処理機關」という。))

チ 信託業(担保付社債に關する信託事業を含む。次條第一項第一号ソ、第十一條第一項第十七号及び第二十條第一項第一号ロにおいて同じ。))若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けた者

リ 二 (略)

(新設)

る事務並びに同項第十三号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十二号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二十三 (略)

二十四 指定紛争解決機関の監督に関する事。

二五 一〇二十八 (略)

2 前項の場合において、同項第十二号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については監督局及び総務課の所掌に属するものを除くものとする。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関する事(企画課及び企業開示課の所掌に属するものを除く)。

二 一〇十四 (略)

る事務並びに同項第十三号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号レに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十二号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二十三 (略)

(新設)

二四 一〇二十七 (略)

2 前項の場合において、同項第十二号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については監督局及び総務課の所掌に属するものを除くものとする。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関する事(企業開示課の所掌に属するものを除く)。

二 一〇十四 (略)

2 (略)

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による企業内容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用格付業者に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 十 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 検査報告書(金融検査(第三条第三号レからナまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この条において同じ。))の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。)の審査に関すること。

八 十一 (略)

(審査課の所掌事務)

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書(金融検査(第三条第三号レからナまでに掲げる者に対する検査を除く。以下この条において同じ。))の結果を取り

2 (略)

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 十 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 検査報告書(金融検査(第三条第三号ヨ及びタに掲げる者に対する検査に限る。以下この条において同じ。))の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。)の審査に関すること。

八 十一 (略)

(審査課の所掌事務)

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書(金融検査(第三条第三号ヨ及びタに掲げる者に対する検査を除く。以下この条において同じ。))の結果を取りま

まとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号において同じ。）の審査に関する事。

二丁四（略）

（証券課の所掌事務）

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 八（略）

二 信用格付業者

ホ 一（略）

二丁四（略）

2 前項の場合において、同項第一号イから二までに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

めて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号において同じ。）の審査に関する事。

二丁四（略）

（証券課の所掌事務）

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 八（略）

（新設）

二 一（略）

二丁四（略）

2 前項の場合において、同項第一号イから八までに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号二に掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法施行令第一条の五の二第一項第一号、第二条の二、第二条の十第一項第一号、第三十八条の二第一項並びに第三十九条第二項第一号、第十八号及び第十九号の改正規定並びに同令第四十四条の四第三項の改正規定（「又は主たる事務所」を削る部分に限る。） 公布の日

二 第一条中金融商品取引法施行令目次の改正規定（「第一条の十九」を「第一条の二十一」に改める部分に限る。）、「同令第一章第一条の十九の次に二条を加える改正規定、同令第十五条の二十五第二号の改正規定、同令第十九条の三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分（「及び第十九条の三の三の二」を「、第十九条の三の三の二及び第十九条の三の四の二」に改める部分に限る。）及び同条第五項に係る部分に限る。）、「同令第十九条の三の三の改正規定（同条第二号八に係る部分（「又は金融商品取引所持株会社の」を「、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の」に改める

部分及び「同号八」を「次号八、第四号八及び第五号八」に改める部分に限る。）及び同条に二号を加える部分に限る。）、同令第十九条の三の三の二第四項の改正規定、同令第十九条の三の四の次に一条を加える改正規定、同令第三十七条の二に一号を加える改正規定、同令第三十八条の二第二項の改正規定（「第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の四十五第一項」を加える部分及び「並びに第五十六条の三十四」を「、第五十六条の三十四並びに第五十六条の五十八」に改める部分を除く。）、同令第四十三条の五第一項第二号及び第四十三条の六の改正規定、同令第四十四条の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第十四項に係る部分（「金融商品取引所持株会社の本店」を「金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所」に改める部分、「営業所」の下に「若しくは事務所」を加える部分及び「当該金融商品取引所持株会社」を「当該金融商品取引所持株会社等」に改める部分に限る。）に限る。）並びに同令第四十四条の四（同条第三項に係る部分（「又は主たる事務所」を削る部分に限る。）を除く。）の改正規定並びに第三十七条中金融庁組織令第三条第二号の改正規定（「第六十六条の六」を「第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分及び「第六十六条の二十、第六十六条の二十七」を「第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合

を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。
（ ） 改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

三 第一条中金融商品取引法施行令第十九条の三の十六並びに第三十七条の二第十三号及び第十四号の改正規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定（同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令第二十一条の改正規定、第三十二条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二百二十一条第一項の改正規定並びに第三十五条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第九号に

係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十三条第一項第一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第九号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第九号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一第九号に係る部分に限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第九号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る。）、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第四条の四第十三号に係る部分を除く。）、第十六条の規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第九号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四条の九第十号に係る部分に限る。）

、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）並びに第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十号に係る部分に限る。）改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第十三号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第十三号に係る部分に限る。）、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第十三号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第十三号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一第十三号に係る部分に

限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第十三号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第十三号に係る部分に限る。）、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第十三号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第十三号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四条の九第十三号に係る部分に限る。）、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十三号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十三号に係る部分に限る。）及び第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十四号に係る部分に限る。） 改正法附則

第一条第五号に掲げる規定の施行の日

七 第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第四条の四第十三号に係る部分に限る。） 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は同条第五号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について準用する改正法の規定の読替え）

第二条 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四において準用する旧金融商品取引法（改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法をいう。以下この条において同じ。）第三十四条の二第五項の規定により特定投資家（旧金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下この条において同じ。）以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「内閣府令」とあるのは、「第四条の規定による改正後の農業協同組合法第九十八条第八項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の農業協

同組合法第十一条の十の三及び改正法第五条の規定による改正前の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

3 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法附則第八条の規定による改正前の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

4 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前の水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の

顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第五条の規定による改正後の水産業協同組合法第二百二十七条第十二項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

5 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第六条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第百十一条の二に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

6 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第九条の規定による改正前の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と

読み替えるものとする。

7 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第八十二条第八項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

8 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第十五条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第十五条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第五項ただし書に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に約定している新金融商品取引法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引(新金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの(取引の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。))に限る。)については、新金融商品取引法第四十三条の二の規定は、適用しない。

(金融商品取引法等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 次の表の上欄に掲げる規定の申請をしようとする者が、改正法(改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者)にあつては、改正法附則第一条第四号に掲げる規定(の施行前に同表の中欄に掲げる規定の例により、当該規定に規定する業務規程の内容の説明、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。))の聴取又はその結果を記載した書類の作成を行った場合には、当該説明、聴取又は作成をそれぞれ当該規定により行った説明、聴取又は作成とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定を適用する。

<p>新金融商品取引法第百五十六条の三 十九第一項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 無尽業法（昭和六年法律第四十二号 ）第三十五条の二第一項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律（昭和十八年法律第四十三号 ）第十二条の二第一項</p>	<p>改正法第四条の規定による改正後の 農業協同組合法第九十二条の六第一 項</p>
<p>新金融商品取引法第百五十六条の三 十九第二項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 無尽業法第三十五条の二第三項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律第十二条の二第二項</p>	<p>改正法第四条の規定による改正後の 農業協同組合法第九十二条の六第二 項</p>
<p>新金融商品取引法</p>	<p>改正法第二条の規定によ る改正後の無尽業法</p>	<p>改正法第三条の規定によ る改正後の金融機関の信 託業務の兼営等に関する 法律</p>	<p>改正法第四条の規定によ る改正後の農業協同組合 法</p>
<p>改正法第五条の規定によ</p>	<p>改正法第五条の規定による改正後の</p>	<p>改正法第五条の規定による改正後の</p>	<p>改正法第五条の規定による改正後の</p>

<p>水産業協同組合法第二百一十一条の六 第一項</p>	<p>水産業協同組合法第二百一十一条の六 第二項</p>	<p>る改正後の水産業協同組 合法</p>
<p>改正法第六条の規定による改正後の 中小企業等協同組合法第六十九条の 二第一項</p>	<p>改正法第六条の規定による改正後の 中小企業等協同組合法第六十九条の 二第二項</p>	<p>改正法第六条の規定によ る改正後の中小企業等協 同組合法</p>
<p>改正法第七条の規定による改正後の 信用金庫法（昭和二十六年法律第二 百三十八号）第八十五条の四第一項</p>	<p>改正法第七条の規定による改正後の 信用金庫法第八十五条の四第三項</p>	<p>改正法第七条の規定によ る改正後の信用金庫法</p>
<p>改正法第八条の規定による改正後の 長期信用銀行法（昭和二十七年法律 第百八十七号）第十六条の八第一項</p>	<p>改正法第八条の規定による改正後の 長期信用銀行法第十六条の八第三項</p>	<p>改正法第八条の規定によ る改正後の長期信用銀行 法</p>
<p>改正法第九条の規定による改正後の 労働金庫法第八十九条の五第一項</p>	<p>改正法第九条の規定による改正後の 労働金庫法第八十九条の五第三項</p>	<p>改正法第九条の規定によ る改正後の労働金庫法</p>

<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第二項</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九第一項</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の六第一項</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>
<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法第五十二条の六十二第二項</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九第二項</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法第三百八条の二第二項</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の六第三項</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>
<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>

<p>の信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項</p>	<p>の信託業法第八十五条の二第二項</p>	<p>よる改正後の信託業法</p>
<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三條の二第一項</p>	<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の 抵当証券業の規制等に関する法律第四十三條の二第二項</p>	<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の 抵当証券業の規制等に関する法律</p>

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定)にあつては、当該規定()の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。